

# 鷹岡地区まちづくり協議会

## 規 約

# 鷹岡地区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「鷹岡地区まちづくり協議会」と称し、事務局を鷹岡まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、「にぎわいあふれ、世代を超えて楽しく、安全に暮らせるまち鷹岡」の実現に向け、まちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区まちづくり行動計画の策定・改定及びそれに基づく事業の実施
- (2) 地区情報を住民に発信する。
- (3) 加盟する団体間の情報共有・連携を推進するための取り組みを行う。
- (4) 地区住民のふれあいと連帯感を図る為に「鷹岡地区さくら祭り」及び各種行事を行う。
- (5) 地域力を高めるための取り組みを行う。
- (6) その他本会の目的達成のために必要な活動

(構成)

第4条 本会は、鷹岡地区在住の区民により構成する。

2 委員は、次の基準により選出された者とする。

- (1) 各区から選ばれた区長
- (2) 区長会からの推薦者及び地区団体から選出された者
- (3) 本会で必要と認めた者

3 委員は、総会の承認をもって定める。

## 第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 部 会 長 若干名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 事 2名
- (7) 事 務 局 若干名

(役員を選任)

第6条 役員は、委員より選出し、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を代行する。

- (3) 理事は、本会の運営に参加する。
- (4) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。また部会の協議内容・進捗状況について、役員会に報告する。
- (5) 会計は、本会の出納を統括する。
- (6) 監事は、本会の会計事務等を監査し、総会においてその結果を報告する。
- (7) 事務局は、会長の任務を補佐するほか、本会の事務を担当する。

#### (役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任は妨げないものとする。なお、任期満了後も後任の役員が選出されるまでは、引き続きその任務にあたるものとする。また、補欠の役員任期は前任者の在任期間とする。

#### (顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会に諮り委嘱する。

3 顧問は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べるすることができる。

### 第3章 総会

#### (総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、委員をもって構成する。

#### (総会の機能)

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 地区別行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 委員・役員を選任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) 役員会に委任する事項
- (6) その他の重要事項

#### (総会の開催)

第12条 通常総会は、会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 委員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

#### (総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第14条 総会の議長は、出席した委員の中から選出する。

(総会の定足数)

第15条 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人を委任できる。

2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項・議決事項・議事の経過の概要及びその結果

## 第4章 役員会

(役員会の機能)

第19条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 地区別行動計画の策定・改定及びそれに基づく事業の実施に関する事
- (4) 各部会の活動状況の把握および推進に関する事
- (5) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第20条 役員会は、毎月1回程度とする。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が招集する。

## 第5章 部会

(部会)

第22条 本会に次の部会を置く。その目的は以下のとおりとする。

- (1) 安全部会 交通安全・防犯・青少年健全育成に関する事
- (2) 防災部会 防災(地震・噴火・防火・水防等)に関する事
- (3) 福祉部会 福祉に関する事
- (4) 環境部会 生活環境(騒音、公害、道路・河川整備)の改善・整備に関する事
- (5) 子供部会 「地域で子供を育てる」取り組みに関する事
- (6) 文化部会 文化分野の推進を手段としてまちづくりを図る事
- (7) 体育部会 スポーツ分野の推進を手段としてまちづくりを図る事
- (8) 広報部会 まちづくり新聞の発行等地区の情報発信に関する事

2 部会を構成する団体は、役員会で選定し、総会の承認を経て決める。

3 部会に、部会長1名、副部会長1名以上を置く。

- 4 1項の部会の他に、特別部会を設置することができる。
- (1) 特別部会長および部会員は、役員会にて選任する。
  - (2) 特別部会の設置期間は、当該業務が終了するまでとする。

## 第6章 会計

### (経費)

第23条 本会の経費は、区民からの会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

2 区民からの会費は、1戸200円とする

### (事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画及び予算は、役員で作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

### (事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告及び決算は役員で作成し、決算については監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

### (会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(但し、年間事業の内、さくら祭りの準備に関することは、さくら祭りが開催される該当年度扱いとする。)

## 第7章 規約の変更

### (規約の変更)

第27条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。ただし、諸規程の変更は、役員会で行い、総会に報告する。

## 第8章 雑則

### (情報の公開)

第28条 本会の運営及び事業等に関する情報は、委員に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

### (諸規程)

第29条 本会は、諸規程を別に定める。

### (附則)

この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。

## 鷹岡地区まちづくり協議会 諸規程

### 第1条 役員を選出

- 1 会 長 役員会に選考委員会を設け協議選出
- 2 副会長 //
- 3 理 事 区長、生涯学習推進会副会長
- 4 部会長 各部会内で選出
- 5 会 計 会長が選出
- 6 監 事 区長会・生涯学習推進会の会計
- 7 事務局 会長が委員より選任（元区長・生涯学習推進会正副会長等より）

### 第2条 祝儀

- 1 北西部ブロック内（広見・天間・丘）の各まちづくり協議会から招待を受けた催事（さくら祭り、夏祭り、梅まつり）については、5,000円を上限に支出する。
- 2 加盟団体から招待を受けた催事（総会は除く）については、3,000円を支出する。
- 3 上記以外は役員会で協議決定する。

### 第3条 弔意見舞金

- 1 役員が死亡した場合、香典5,000円と花輪1基を贈る。
- 2 役員が7日以上入院した場合、見舞金5,000円を贈る。
- 3 上記以外は役員会で協議決定する。

### 第4条 旅費・会議費

- 1 会長が出席を要請する、鷹岡地区外で開催する会議・研修会・講演会等について、その要請を受けて出席した者に対して、交通・宿泊費・食事代等の実費を支給する。
- 2 上記以外は役員会で協議決定する。

### 第5条 表彰

- 1 永年（3年以上）に渡る、または著しい功績のあった者に対し、会長は感謝状等により表彰することができる。
- 2 上記以外は役員会で協議決定する。

### 第6条 その他

- 1 備品の管理は備品台帳により行う。

### 付則

- この諸規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この諸規程は、平成27年 5月15日から施行する。